

第4回京丹波町総合計画審議会

平成28年2月22日(月)
午後1時30分～
京丹波町役場 議場

1 開会

2 第2次京丹波町総合計画策定に向けて

① 総合計画の策定体系について

② 総合計画の計画期間等策定の方向性について

③ 策定スケジュールについて

3 その他

【次回審議会予定】

平成28年 月 日() 午前・午後 時 分～

4 閉会

計画の構成

計画策定の趣旨

- 3町合併後の新たなまちづくり
- 時代的変化への対応
 - 社会経済の成熟化
 - 分権時代の到来
 - 日本文化のルーツ・ふるさと探し
 - 少子高齢化と人口減少時代の到来
 - その他の時代潮流の進展
 - 地域における広域交通環境の変化

京丹波町の特性

- 立地的特性
 - 由良川上流域の分水嶺地域
 - 大都市近郊の自然環境豊かな農業地域
- 自然的特性
 - 高原地帯
 - 日本海側気候・内陸性気候
- 歴史的背景
 - 独自の文化を醸成
 - 交通の要衝・結節点として発展
 - 特色ある農畜林産物の供給地
 - 地域に根づく伝統文化
 - 工業の進出、住宅団地の開発
 - 都市との交流活動による地域活性化
- ~~町の沿革・3町合併の経緯~~
- 町の概況
 - 人口動向
 - 人口の流入出の動向
 - 就業構造
 - 観光入込客数
 - 観光・交流の取組み
- まちづくりに対する住民の意向
 - 住民アンケート調査結果
 - 京丹波町の魅力
 - 今後のまちづくりの主要な取組み 等

まちづくりの 基本的な留意事項

地域の立地特性を
十分に生かす

京丹波町全体としての
まとまりや連携の強化

地域基盤の
ネットワークの強化

協働のまちづくりの推進

将来目標像

人のぬくもりとふれあいが奏でる躍動のまち

丹波高原文化の郷 ● 京丹波

さと

主要プロジェクト

京丹波町創生戦略

人がつながり、丹波高原にひろがる元気なまちづくり
ぐるりと結ぶ「丹波高原文化の郷」周遊ルートの形成
「丹波高原文化の郷」の創造・発信

めざす地域構造

- 京丹波町全域
丹波高原ゾーン
- 地域拠点の配置
須知・蒲生地区（中心拠点）
桧山地区
本庄地区
- エリアの配置
丹波高原にぎわい交流エリア
水と緑のふれあい交流エリア
丹波高原エントランスエリア

まちづくりの基本方針

～ 人材 ～

未来をひらく人を育てます

～ やすらぎ ～

人と人、みんなが支えあう、
安心・安全なまちをつくります

～ 魅力 ～

魅力ある産業をはぐくみます

～ 潤い ～

豊かで美しい環境を守ります

～ にぎわい ～

人が暮らす、集う、定住・交流の基盤をつくります

～ 地域力 ～

まちづくりのしくみをつくり、強めます

1 人権尊重

現況と課題

〔人権意識の高揚と人権擁護〕

本町では、人権に関するテーマを取り上げた講演会や映画会を開催し、あらゆる人権問題について学習する場や、親子の語り合いを通じて子どもの人権意識をはぐくむ機会の提供などにより、町全体の人権意識の高揚に努めています。また、人権問題についての正しい理解や認識の基礎、互いの個性や価値観の違いを認め自己を尊重し他者を尊重する態度・実践力を養うため、京丹波町人権啓発推進協議会と連携を取りながら、人権強調月間である8月と人権週間のある12月に人権啓発を実施しています。

人権擁護に係る取組みとしては、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員11人による心配ごと相談のほか、園部人権擁護委員協議会活動として京都地方法務局園部支局等での人権相談などを行っています。

今後は、町民一人ひとりがあらゆる人権問題を身近な問題として、また、自らの課題として人権学習等に取り組み、互いに尊重しあい、すべての人が幸せに暮らせる明るいまちを築いていかなければなりません。DV（ドメスティック・バイオレンス）、児童・高齢者虐待も極めて重要な人権侵害ですが、この問題については、児童虐待防止ネットワーク会議、保健師による個別相談等で対応しており、虐待防止に向けての対策や総合的な相談窓口の設置等相談体制の充実が求められています。

〔男女共同参画の社会づくり〕

男女が共に自らの自由な選択によって生き方や暮らし方を選び、均しく社会参加できる男女共同参画社会づくりについては、その重要性がますます高まっています。

本町では、平成19年3月に「京丹波町男女共同参画計画」を策定しました。計画では、基本理念に「男女が互いに支えあい ^い生き生きとすごせるまち 京丹波」を掲げ、基本目標の「思いやりの心で育む意識づくり」「一人ひとりが支えあい協力しあう家庭づくり」「生き生きと自分らしく活躍できる地域づくり」「男女がともに輝く社会づくり」をもとに施策を展開し、男女共同参画社会の実現をめざしています。

(1) 人権意識の高揚と人権擁護

人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「京丹波町人権教育・啓発推進計画」を策定します。計画では、本町が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにするとともに人権施策の方向性を示し、これに基づいた各種の人権尊重に向けた取組みを進めます。

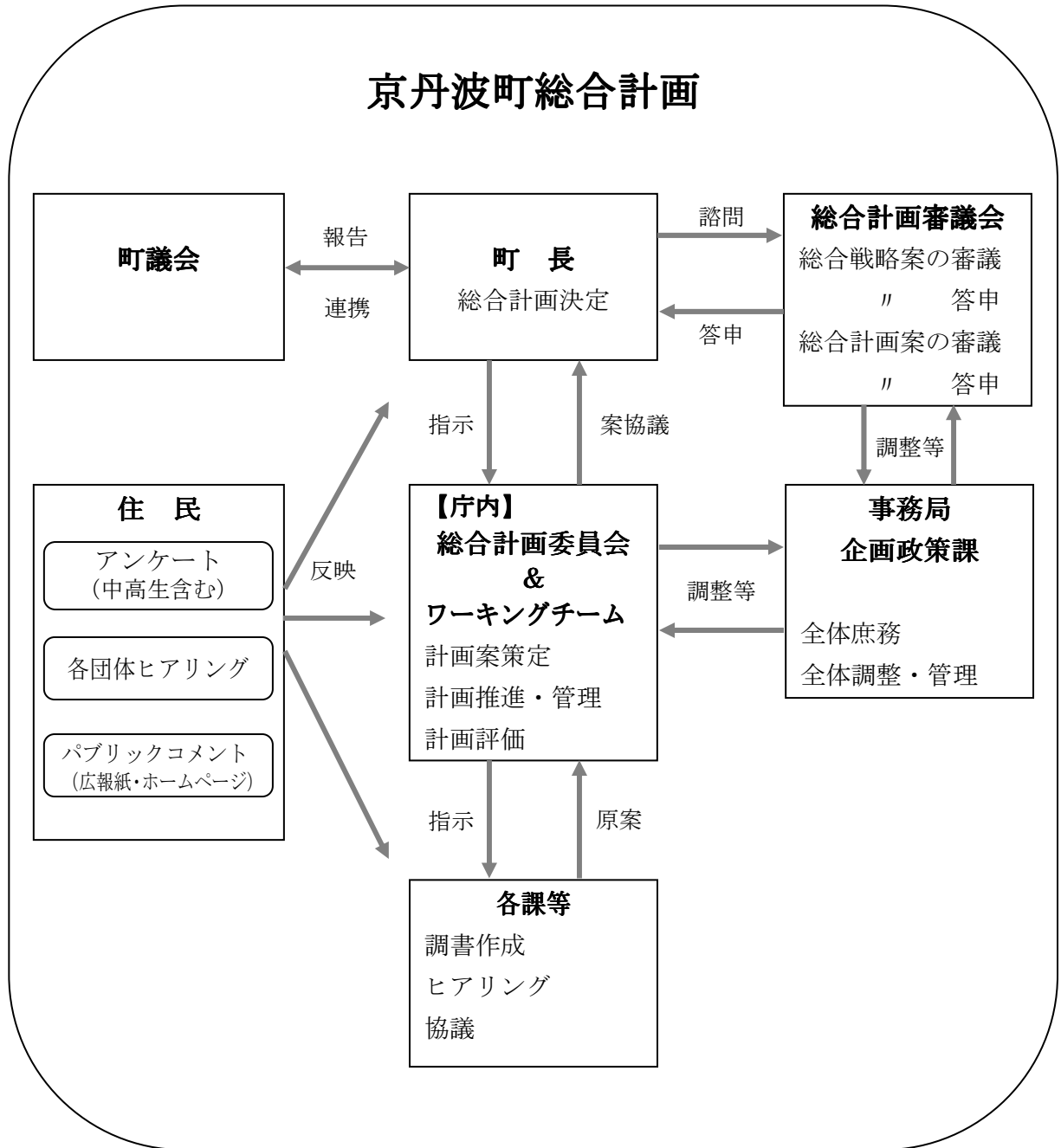
人権啓発推進協議会や各区の人権学習推進委員との連携により人権学習等を実施し、町民の人権意識の高揚を図ります。

差別や虐待、犯罪被害などによる人権侵害が起こらない地域づくりの取組みとして、犯罪や非行の防止、虐待予防対策の強化、罪を犯した人の更生についての理解促進を進めます。

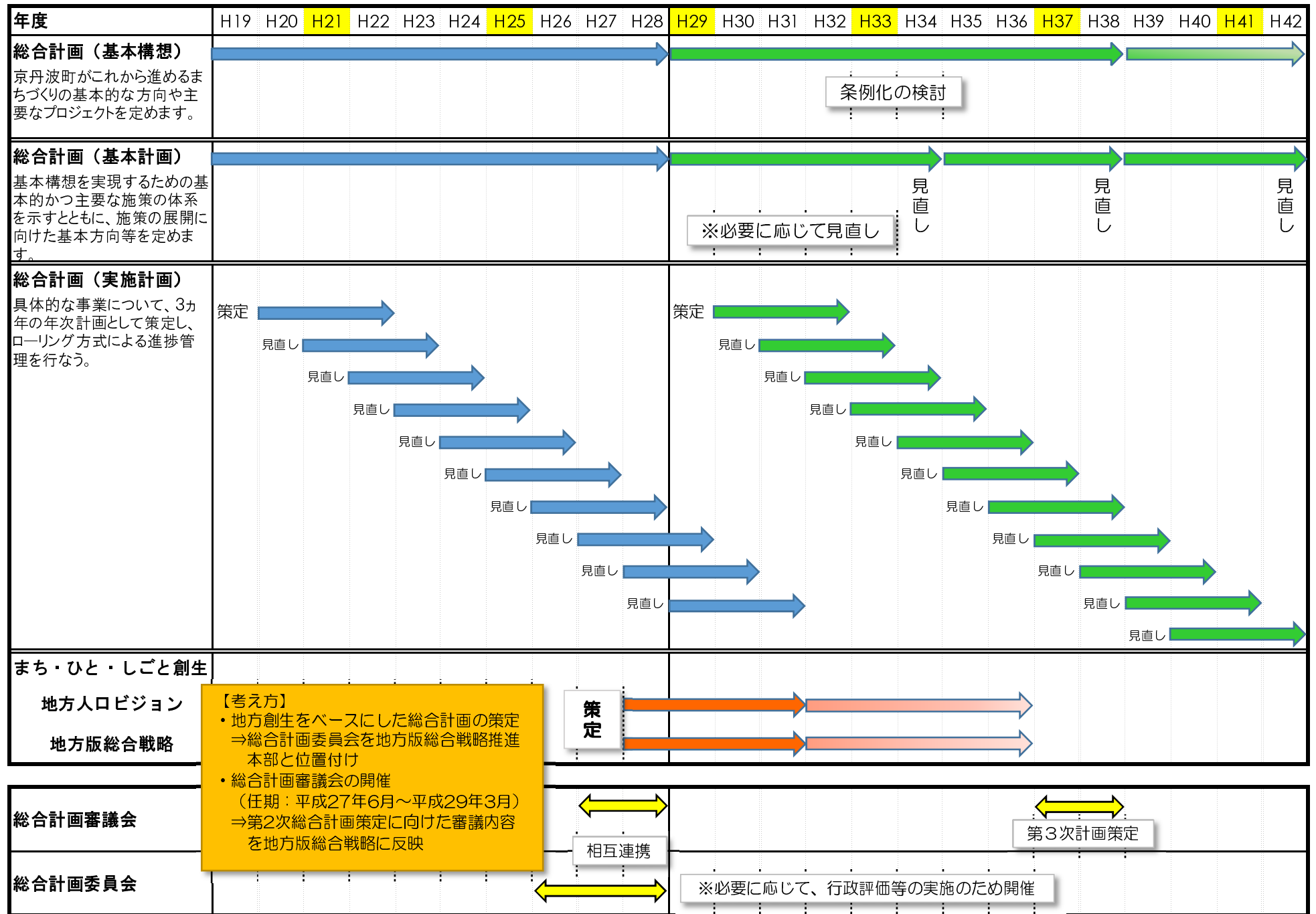
《取組み例》

- 京丹波町人権教育・啓発推進計画の策定
 - 相談体制の充実
 - 職員研修の充実
- 人権啓発の推進
 - 街頭啓発の実施、懸垂幕・横断幕・のぼり旗等の掲出
 - 広報啓発（広報紙、ケーブルテレビ等）の充実
 - 人権啓発冊子など啓発物品の作成、配布
- 人権教育（学習）の充実
 - 町人権啓発推進協議会活動促進
 - 映画上映会・人権講演会の実施
 - 地域における人権学習の機会づくり（人権学習推進委員活動）
 - 学習機会への参加のしやすさの向上
- 人権擁護活動の推進
 - 相談体制の充実
- 差別や虐待、犯罪のない地域づくりの推進
 - 社会を明るくする運動
 - 罪を犯した人の更生についての理解促進
 - 子どもの生命・人権を守る取組みの強化（別掲）
 - 高齢者虐待の予防と対策の強化（別掲）
 - 障がいと障がいのある人への理解促進（別掲）

総合計画策定体制



総合計画及びまち・ひと・しごと創生の計画期間、策定の考え方等



【考え方】

- 地方創生をベースにした総合計画の策定
⇒総合計画委員会を地方版総合戦略推進本部と位置付け
- 総合計画審議会の開催
(任期：平成27年6月～平成29年3月)
⇒第2次総合計画策定に向けた審議内容を地方版総合戦略に反映

策定期間等	平成26年度					平成27年度										平成28年度														
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
総合計画審議会 【全体会議】							第1回			第2回	議会等 報告	第3回		議会等 報告		第4回			第5回				第6回	第7回	第8回	議会等 報告			委員任期	
							諮問・部会編成等			人口ビジョン・総合戦略案の 検討	中間報告と進捗状況について	人口ビジョン・総合戦略案の 検討	人口ビジョン・総合戦略の報 告・答申 (第1次)			総合計画策定に係る協議			基本構想・計画案の協議 (評価含む)				基本計画の素案検討	基本計画の素案検討	総合計画案の検討	総合計画とりまとめ 答申・議会上程				
【部会会議】 (総務文教) (産業建設) (福祉厚生)								第1回	第2回		パブリックコメント実施	正副部会長 会議							基本計画の策定に向けた部会開催 (3回～4回)・・・前回策定時											
								必要な施策について検討	必要な施策について検討			人口ビジョン・総合戦略案 の検討																		
総合計画委員会	第1回	第2回		第3回		第4回	第5回																							
	次期総合計画策定に向け た政策体系協議	地方創生に向けた 取り組み協議		地方創生に向けた 取り組み協議		地方創生に向けた 取り組み協議	総合計画審議会 部会参加											以降、審議会各部会の審議内容により、部会等への参加。 部会審議内容を受け、計画委員会を随時開催。 11月5日：地方版総合戦略等に関する答申 11月20日：京丹波町人口ビジョン、創生戦略策定												

京丹波町総合計画審議会委員

(敬称略)

会長等	氏名	選出区分(条例第3条第2項各号)	備考
	山下 靖夫	町議会が推薦する議員(第1号)	総務文教常任委員長
	原田 寿賀美	町議会が推薦する議員(第1号)	産業建設常任委員長
	梅原 好範	町議会が推薦する議員(第1号)	福祉厚生常任委員長
	櫻井 博規	町教育委員会の委員(第2号)	町教育委員会委員長 職務代理
	白 檜 貢	町農業委員会の委員(第3号)	町農業委員会会長
	上 田 正	公共的団体役員又は職員(第4号)	町区長会理事
	竹内 裕子	公共的団体役員又は職員(第4号)	町女性の会会長
	岡本 久	公共的団体役員又は職員(第4号)	(財)丹波自然運動公園 協力会常務理事
	樋口 義昭	公共的団体役員又は職員(第4号)	京丹波森林組合 代表理事専務
	野間 之暢	公共的団体役員又は職員(第4号)	町商工会会長
	西山 芳明	公共的団体役員又は職員(第4号)	町観光協会副会長
	中江 祐之	学識を有する者(第5号)	京都銀行須知支店長
会長	中西 和之	学識を有する者(第5号)	竹野活性化委員会代表
副会長	山本 麻里	学識を有する者(第5号)	介護福祉士
	黒井 衛	町長が適当と認める者(第6号)	丹波ワイン株式会社 代表取締役
	寺尾 純	町長が適当と認める者(第6号)	ROOFGATE株式会社 代表取締役
	田中 強	町長が適当と認める者(第6号)	町民生児童委員協議会 会長
	杉浦 美穂	町長が適当と認める者(第6号)	認定就農者
	谷 文絵	町長が適当と認める者(第6号)	質美笑楽講 絵本ちゃん 主宰
	湊 由利江	町長が適当と認める者(第6号)	子育て世代代表